

○平田村環境をよくする条例

平成15年3月18日条例第6号

平田村環境をよくする条例

平田村環境をよくする条例（平成元年平田村条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、すべての村民（平田村への通勤、旅行者等を含む。）が、健康で快適な生活を営むことができるよう村民の自覚と協力のもとに、関係法令等に定めるもののほか、生活環境をよくすることがらの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「生活環境の保全等」とは、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる範囲相当にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の水質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境に関する問題は、産業公害、大気汚染、水質汚濁、ごみ問題、自然破壊などの従来からの課題のほか、ダイオキシンの発生、有害化学物質の不適正な管理など複雑化するとともに、オゾン層の破壊、地球温暖化など地球規模に拡大し、より深刻化しつつあることを十分認識しなければならない。

2 地球の環境保全は人類共通の課題であり、地球規模の視点から、平田村内のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 平田村内の環境の保全は、村民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で欠かせないものであり、平田村の美しい環境を将来の世代に継承しなければならない。

4 環境保全に関する活動は、すべての村民及び事業者が主体となつて、かつ、連携を取り合い、環境に関する情報を共有するとともに学習をしつつ、取り組まなければならない。

（村の責務）

第4条 村は、この条例の基本理念に基づき、つねに村民の健康の保持に努めるとともに、科学調査や監視体制の確立、清掃思想の普及等、生活環境の保全等の措置について、あらゆる努力を払うものとする。

（村民の責務）

第5条 すべての村民は、基本理念に基づき、土地及び建物等自らが利用又は管理するものを清潔にし、運動場、広場、道路、河川その他の公共の場所及び地下水、土壌等をよごさないように努めるとともに、環境の緑化と自然の保護を図るものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、臭気の防止、農薬の安全使用等生活環境の保全等に必要な措置を講ずることに努力を払うものとする。

（環境の保全に関する施策）

第7条 村は、次に掲げる事項に配慮して、環境の保全に関する施策又は方針を策定し、実施するものとする。

（1）大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境の保全並びに廃棄物の発生抑制及び適正処理により環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築すること。

（2）地域づくり等において豊かな環境を活用しつつ、自然と人間との共生のための自然環境を維持し、及び形成し又は保全すること。

（3）公害を防止するため、公害の原因となる行為等に関し、事前に必要な措置を講ずること。

（4）各主体の環境保全に関する活動が増進されるよう、環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図ること。

2 村は、前項の施策又は方針のうち、村民生活に関わりの深い事項については、平田村環境をよくする推進協議会の意見を聴いて公表するものとする。

（井戸等の衛生的管理）

第8条 井戸及び飲料水供給施設を使用するものは、つねに衛生的な維持管理に心がけ、水質検査を実施する等、健康及び防疫に努めるものとする。

（生活排水の処理）

第9条 生活排水は汚水ます、ろか槽、浄化槽等立地条件に応じた設備を設置し適正な維持管理をする等、河川の浄化と衛生的な処理に努めるものとする。

（燃焼不適物等の燃焼禁止）

第10条 すべての村民は、ばい煙、粉じん、有害ガス及び悪臭等を発するおそれのある物質を燃焼させ又は放出しないよう努めるものとする。

（家畜、家さん等の飼養等の管理）

第11条 家畜、家さん等を飼養する者は、自らつねに清潔を保ち、汚物汚水の処理施設を的確に整理管理し、悪臭の発散及び衛生害虫の発生防止等に努めるものとする。

2 飼犬等の飼育者は、他人に迷惑をかけないように努めるとともに、ふん尿については責任をもつて処理するものとする。

(広告物等の処理)

第12条 広告物等の設置者は、つねに生活環境の美化と交通等の支障にならないよう最善の注意を払うとともに、設置期間に留意し、利用後は直ちに回収し、事後の処理をすみやかに講ずるよう努めるものとする。

(空地等の管理)

第13条 住宅周辺に空地を有する土地所有者又はその管理者は環境の美化と病害虫の発生防止等に必要な注意を払い、正常な状態を維持するため草刈り等を実施し、適切な措置を講ずるものとする。

(投棄禁止)

第14条 すべての村民は、みだりに河川、水路その他の公共水域若しくは村が指定した場所以外の土地に廃棄物を捨て、又は放置するなど美観をそこね、又は不衛生な行為をしないよう努めるものとする。

(公害苦情等の処理)

第15条 村長は、公害に関する苦情等について住民の相談に応じ、県及びその他の行政機関と協力し、その適正な処理に努めるものとする。

(公害等緊急時の措置)

第16条 村長は、次の各号の一に該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水等の排出量の減少等について、必要な措置を講ずることを求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 異状な濁水、その他これに準ずる事由により、水質の汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められた場合、速やかに適切な措置を講ずるとともにその措置の状況を10日以内にその旨を村長に報告しなければならない。

(報告事項)

第17条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに村長に報告しなければならない。

- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、その発生し又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のため講じようとする措置の状況
 - (2) その者の管理する施設についての故障、破損、その他の事故が発生した場合において当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、その事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 村長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害の防止に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立入り、その施設帳簿書類、その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係者の請求があつた場合はこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境指導員)

第19条 村長は、職員の中から環境指導員を設置して河川浄化、清潔の保持、生活環境の保全等のために必要な指導を行わせるものとする。

(自然保護の協力組織)

第20条 環境の保全及び自然の保護を強力に推進するとともに、その目的を達成するため、平田村環境をよくする巡視員(以下「巡視員」という。)を置く。

2 巡視員は、環境をよくするための指導啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりと自然の保護に努めるものとする。

3 巡視員は、村長に対し必要に応じ環境をよくするための具申、提言を行うものとする。

4 巡視員は、村長が委嘱する。

(協議機関)

第21条 村長は、この条例の目的を達成するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平田村環境をよくする推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の任務)

第22条 協議会は、村長の諮問に応ずるほか次に掲げる事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を村長に建議する。

- (1) 市街地の緑化に関すること。
- (2) 河川、用水等の美化及び清流維持に関すること。
- (3) 公害の未然防止対策の推進に関すること。
- (4) 良好な生活環境の保持、環境監視に関すること。
- (5) その他伝統環境の保存育成に必要な事項に関すること。

(環境美化の日の設定)

第23条 村長は、環境美化の促進等について、村民の関心と理解を深めるため、規則に定めるところにより、環

境美化の日を設ける。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。